社会福祉法人中平田協会

評議員及び役員の報酬に関する規程

（目的）

第１条　この規程は、社会福祉法人中平田協会 (以下「この法人」という。) の定款に基づき、評議員及び役員の報酬に関する支給基準について定めることを目的とする。

（定義）

第２条　この規程において、役員とは、理事及び監事をいい、評議員とあわせて評議員等という。

(報酬の支給)

第３条　この法人は、評議員等に職務執行の対価として報酬を支給することができる。

２　評議員には、定款第８条で定める金額の範囲内で、報酬を支給することができる。

３　役員には、評議員会で別に定める総額の範囲内で、報酬を支給することができる。

４　評議員及び理事長を除く役員の報酬は日額とし、評議員会及び理事会への出席に応じ報酬を支払う。評議員会及び理事会の決議事項について書面又は電磁的記録により議決に加わった場合についても、出席した時と同様に報酬を支払う。

５　理事長の報酬は年額とする。

６　この法人の職員を兼務し職員給与を支給している理事に対しては、本規程に基づく報酬は支給しないものとする。

(報酬等の額の決定)

第４条　この法人の評議員及び理事長を除く役員の報酬日額について、別表に定める額を支給する。

２　理事長には、年額で金８０，０００円を支給する。

（報酬の支給日及び支給方法）

第５条　評議員に対する報酬は、評議員会開催日以降に現金で支給する。

２　役員に対する報酬は、毎会計年度最終の理事会開催日以降に、当該年度分を現金で支給する。

（公表）

第６条　この法人は、この規程をもって、社会福祉法第５９条の２第１項に定める報酬等の支給の基準として公表する。

（改廃）

第７条　この規程の改廃は、評議員会の決議による。

　附　則

この規程は、平成２９年４月１日から適用する。

この規程は、令和４年６月１７日から適用する。

別表　(評議員及び役員の報酬)

（１）評議員

|  |  |
| --- | --- |
| 　 | 日額 |
| 評議員会への出席 | 10,000円 |

（２）理事

|  |  |
| --- | --- |
| 　 | 日額 |
| 理事会及び評議員会への出席 | 10,000円 |

（３）監事

|  |  |
| --- | --- |
| 　 | 日額 |
| 理事会及び評議員会への出席 | 10,000円 |